

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和5年9月13日

大和市長 古谷田 力

公 売 財 産 の 種 類	不動産		
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり。		
公 売 方 法	期間入札（別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。）		
入 札 期 間	令和5年10月30日から同年11月6日まで		
公 売 場 所	大和市役所 本庁舎2階総務部収納課 ※入札期間中の平日午前8時30分から午後5時まで ※郵送による入札も可（郵送の場合は、入札期間内に必着）		
開 札 日 時	令和5年11月8日 午前10時30分	開 札 場 所	大和市役所 本庁舎2階 総務部収納課
最高価申込者決定日時	令和5年11月8日 午前10時30分	最高価申込者決定場所	大和市役所 本庁舎2階 総務部収納課
売却決定日時	令和5年11月22日 午前10時	売却決定場所	大和市役所 本庁舎2階 総務部収納課
代 金 納 付 期 限	令和5年11月22日 午後3時 （ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の7第1項ただし書その他法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）		
買受人についての資格その他の要件	なし		
配当を受ける者の権利の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は大和市総務部収納課に用意してあります。		
公 売 中 止	やむを得ず本公告による公売の全部又は一部を中止する場合は、本紙及び別紙の該当部分を朱抹し、及び当該部分に「公売中止」と朱書きして掲示場に掲示します。		
そ の 他 の 事 項	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により、公売を行います。		

その他の事項

- 3 入札者に国税徴収法第108条第1項及び第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 4 公売保証金の提供及び買受代金の納付は口座振込又は現金（銀行が振り出した小切手を含む。ただし、振出しの日から起算して8日を経過していないものに限る。）に限ります。
- 5 公売保証金受入及び陳述書受付については、大和市役所総務部収納課において令和5年10月30日から同年11月6日までの平日午前8時30分から午後5時までで行います。
- 6 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 7 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価額を訂正したものは無効として扱います。なお、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 9 最高価申込者となるべき者が2人以上あるときは、それらの者で、期間入札の方法により、次のとおり追加入札を実施します。
 - ・入札期間及び場所 令和5年11月10日から同月17日まで、上記「公売場所」に同じ。
 - ・開札日時及び場所 令和5年11月21日午前10時、上記「開札場所」に同じ。
 - ・最高価申込者の決定日時及び決定場所 令和5年11月21日午前10時、上記「最高価申込者決定場所」に同じ。
 - ・売却決定の日時及び場所 令和5年12月5日午前10時、上記「売却決定場所」に同じ。
 - ・代金納付期限 令和5年12月5日午後3時
- 10 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 11 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。次順位買受申込みについては、入札書の次順位買受申込み欄に○を記載することによって行います。次順位による買受申込者の決定は、開札場所において、最高価申込者の決定後、直ちに行います。
- 12 次順位買受申込者制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 14 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときです。
- 15 本市は、買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また本市は、公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。

その他の事項

- 16 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙又は国庫金領収証書（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条）を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記売却決定の日時に提出してください。
- 17 本件公売は国税徴収法及び国税徴収法施行規則（昭和37年大蔵省令第31号）により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は、大和市役所ホームページ又は大和市役所総務部収納課にて確認してください。
- 18 上記売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
- 19 公売公告の内容及び公売財産に関わる図面、地図、写真等は、大和市役所総務部収納課に備付けの「不動産公売広報」に記載されています。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
- 20 公売財産の所有者が、令和5年8月24日時点で適格請求書発行事業者である事実は確認できておりません。